

(0360400003-0)

令和 3 年度 施工

工 事 ( ) 設 計 書

工 事 場 所

鳥取市 河原町曳田地内

工 事 名

震災対策整備事業の内  
河原町曳田地内配水管布設替工事

工 期

着 工 令 和 年 月 日

完 成 令 和 年 月 日

鳥取市水道局

変更設計金額

工事金

円

元設計金額

< 理 由 >

震災対策整備事業に伴う河原町曳田地内における老朽配水管の布設替工事

< 概 要 >

- ・新設配水管
  - DIP. GX φ 150 L= 150.8m
  - DIP. K φ 150 L= 4.2m
  
- ・廃止配水管
  - VP φ 150 L= 152.4m
  - DIP. GX φ 150 L= 2.0m
  - DIP. K φ 150 L= 0.6m

# 積 算 情 報 表

(0360400003-0)

P. 4

項 目	内 容	項 目	内 容
積算区分	実施		
変更回数	当初		
積算基準 <sup>ハ</sup> ター	39: 令和3年度厚労省基準 (消費税10%)		
設計年度	令和03年度		
単価適用地区	12 河原町		
単価適用日付	令和03年06月10日 (33)		
適用率	01 開削工事及び小口径推進工事		
共通仮設費補正	一般交通影響あり②		
週休2日補正	1 : 4 週 8 休以上		
(週休2日) 共通仮設費係数	1.04		
(週休2日) 現場管理費係数	1.06		
(週休2日) 機械経費係数	1.04		
(週休2日) 労務単価係数	1.05		
現場環境改善費地域			
現場管理地域補正	一般交通影響あり②		
熱中症対策補正	なし		
契約保証費率	金銭的保証		
豪雪補正	補正有		

## 本 工 事 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	直接工事費				式	1			
	共通仮設費				式	1			
		対象外費			式	1			
			管材費		式	1			
		処分費等			式	1			
		処分費等対象額			式	1			
		処分費等 (3%超過分)			式	1			
		対象額			式	1			
		率計算分			式	1			
	純工事費				式	1			

## 本 工 事 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	現場管理費				式	1			
		対象外費			式	1			
		対象額			式	1			
		率計算分			式	1			
	工事原価				式	1			
	一般管理費等				式	1			
		一般管理費			式	1			
			対象額		式	1			
			率計算分		式	1			
		契約保証費			式	1			





第1号の1

## 配水管布設工 1式当たり内訳書

DIP. GX , DIP. K  
φ150

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
材 料	小 計	式	1				
ダクタイル鋳鉄管 直管	G X形 1種 内面エポキシ粉体塗装 φ150×5000	本	26				接合部品含む, 管材費
ダクタイル鋳鉄管 甲切管	G X形 1種 内面エポキシ粉体塗装 φ150	本	5				接合部品含む, 管材費
ダクタイル鋳鉄管 乙切管	G X形 1種 内面エポキシ粉体塗装 φ150	本	2				管材費
曲管	G X形 内面粉体塗装 φ150×22 1/2	個	3				ロックリング、ロックリングストップ含む, 管材費
両受曲管	G X形 内面粉体塗装 φ150×22 1/2	個	1				ロックリング、ロックリングストップ含む, 管材費
曲管	G X形 内面粉体塗装 φ150×11 1/4	個	1				ロックリング、ロックリングストップ含む, 管材費
継輪	G X形 φ150	個	1				ロックリング、ロックリングストップ含む, 管材費
ライナ	G X形 粉体塗装 φ150	個	4				ライホート含む, 管材費
接合セット (異形管・ソフトシール弁用)	G X形 φ150	個	8				ゴム輪、押輪、T頭ボルトナット, 管材費

第1号の2

## 配水管布設工 1式当たり内訳書

DIP. GX , DIP. K  
φ150

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
ダクタイル鋳鉄管 甲切管	K形 1種 内面エポキシ粉体塗装 φ150	本	2				管材費
曲管	K形 内面粉体 φ150×45°	個	2				管材費
特殊押輪	K形 φ150	個	4				ボルト(FCD)リング含, ゴム輪協加盟品, 管材費
VCジョイント	FCD製 φ150	個	1				離脱防止付 内面粉体塗装, 管材費
布 設	小 計	式	1				
鋳鉄管布設工(機械力)	吊込み据付 呼び径150mm	m	155				第1号単価表, 埋設物: 少ない 作業帯: 良好
ポリエチレンスリーブ被覆工	呼び径150mm 固定用ゴムバンド使用	m	155				第2号単価表
管明示テープ工(鋳鉄管)	φ150 粉体塗装管用	m	155				第3号単価表
管明示シート工		m	155				第4号単価表
GX形継手接合(直管)	呼び径150mm	口	31				第5号単価表

第1号の3

## 配水管布設工 1式当たり内訳書

DIP. GX ,DIP. K  
φ 150

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
GX形継手接合(異形管)	呼び径150mm	口	8				第6号単価表
継手工	特K形 呼び径150mm	口	4				第7号単価表,埋設物:少ない 作業帯:良好
継手工	VCジョイント(特殊) 呼び径150mm	箇所	1				第8号単価表
鋳鉄管切断・溝切り加工	G X形/専用工具使用 管径150mm	箇所	7				第9号単価表,挿しロリング取付含む
鋳鉄管切断工	パイプ切削切断機使用 呼び径150mm	口	1				第10号単価表
硬質塩化ビニル管切断工	呼び径150mm	口	3				第11号単価表
土 工	小 計	式	1				
舗装版切断	アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚15cm以下	m	470				第12号単価表
バックホによる舗装版直接掘削・積込	舗装厚0cm超え10cm以下 バックホ 排対2次 山積0.28m3(平積0.2m3)	m <sup>2</sup>	334				第13号単価表
アスファルト塊処理	BH山積0.28m3 タンプ4t積 DID区間無し 良好 運搬距離11km	m3	15				第14号単価表

第1号の4

## 配水管布設工 1式当たり内訳書

DIP. GX , DIP. K  
φ 150

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
再資源化施設受入費	アスファルト塊(切削, 掘削) 八頭町郡家	t	35				投棄,
発生土処理	BH山積0.28m <sup>3</sup> タンク4t積 DID区間無し 良好 運搬距離8.6km	m <sup>3</sup>	77				第15号単価表
建設残土処分料	地山	m <sup>3</sup>	77				投棄
管路埋戻(機械埋戻バックホ)	タンク締め 購入土(山土 CBR≥12) バックホ 排対2次 山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )	m <sup>3</sup>	45				第16号単価表
路盤工	再生クラッシャーラン RC-40 施工幅1.8m未満 t=0.15m(1層)	m <sup>2</sup>	87				第17号単価表
路盤工	粒度調整碎石 M-40 施工幅1.8m未満 t=0.17m(2層)	m <sup>2</sup>	87				第18号単価表
アスファルト舗装(人力)	車道・路肩部 再生密粒度アスコン(13) 舗装厚30mm 瀝青材散布なし	m <sup>2</sup>	87				第19号単価表
不陸整正工	施工幅1.8m未満 補足材無し	m <sup>2</sup>	248				第20号単価表
表層(車道・路肩部)	平均幅員1.4m以上3.0m以下 1層当り平均仕上厚50mm	m <sup>2</sup>	248				第21号単価表
区画線設置(ペイント式)	溶剤型(常温式) 実線_15cm	m	157				第22号単価表

第1号の5

### 配水管布設工 1式当たり内訳書

DIP. GX , DIP. K  
φ 150

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
軽量鋼矢板たて込み引抜き工(機械施工)	たて込み+引抜き 2.0m以下	m	7.4				第23号単価表
支保材設置・撤去工(軽量金属製)	設置段数1段 設置+撤去 軽量金属腹起し材 水圧式パイロット	m	7.4				第24号単価表, 賃料は別途計上
軽量鋼矢板賃料	1段2.0m以下, 幅0.9m以下 腹起し材, 切梁材, 水圧ポンプ	式	1				
交通整理員(交通誘導員B)	昼間勤務	人・日	41				第25号単価表
合 計		式	1				

第2号の1

## 配水管撤去工 1式当たり内訳書

DIP. GX, DIP. K, VP. RR  
φ150

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
撤 去	小 計	式	1				
既設鋳鉄管吊上げ積込み(機械力)	呼び径150mm	m	2.6				第26号単価表
既設硬質塩化ビニル管吊上げ積込み	呼び径150mm	m	2.4				第27号単価表
管撤去工	VP φ150	m	150				第28号単価表, 形式撤去
管閉塞工	管口径 φ150	m	150				第29号単価表
硬質塩化ビニル管	VP φ150×5000	本	1				
エルボ	VP φ150	個	2				
キャップ	VP φ150	個	2				
TS継手工	1口当たり 呼び径150mm	口	6				第30号単価表
硬質塩化ビニル管据付工	呼び径150mm	m	2				第31号単価表





## 設計土工数量計算書【起工】

震災対策整備事業の内 河原町曳田地内配水管布設替工事

## 舗装版切断

規格	延長	単位数量	数量(m)	適要
As t=150以下	148.6	× 2 + 0.55 × 2	掘削 298.30	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り0.7m
	7.4	× 2 + 0.65 × 2	掘削 16.10	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り1.5m
	149.2	× 1 + 1.58 × 2	影響 152.36	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り0.7m
	7.4	× 1 + 0.05 × 2	影響 7.50	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り1.5m
				474.26
			470	

## 舗装版破碎

規格	延長	単位数量	数量(m <sup>2</sup> )	適要
As t=30	148.6	× 0.55	掘削 81.73	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り0.7m
	7.4	× 0.65	掘削 4.81	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り1.5m
			86.54	t=30
t=50	149.2	× 1.58	235.74	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り0.7m
	7.4	× 1.63	12.06	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り1.5m
			247.80	t=50
		86.54 + 247.80 =	334.34	
			334	

## 殻処理運搬

規格	延長	単位数量	数量(m <sup>3</sup> )	適要
As t=30		86.54 × 0.03	2.60	新設φ150市道車道(幅員4m以上)仮舗装
	t=50		247.80 × 0.05	12.39
			14.99	
			15	(株)こおげ建設
		14.99 × 2.35	35.23	L=11km DID無
			35	(t)

## 管路掘削(機械)

規格	延長	単位数量	数量(m <sup>3</sup> )	適要
	148.6	× 0.55 × 0.82	67.02	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り0.7m
	7.4	× 0.65 × 1.62	7.79	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り1.5m
	148.6	× 0.55 × 0.02	1.63	路盤すきとり
	7.4	× 0.65 × 0.02	0.10	路盤すきとり
			76.54	
			77	

埋戻締固(機械)

規格	延長	単位数	数量(m3)	適要
購入土	148.6	× ( 0.55 × 0.52 - 0.022 )	39.23	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り0.7m
	7.4	× ( 0.65 × 1.32 - 0.022 )	6.19	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り1.5m
			45.42	
			45	

残土運搬

規格	延長	単位数	数量(m3)	適要
		76.54	76.54	(株)大谷組
			76.54	L=8.6km DID無
			77	

下層路盤工(車道)

規格	延長	単位数	数量(m2)	適要
RC-40 t= 150	148.6	× 0.55	81.73	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り0.7m
	7.4	× 0.65	4.81	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り1.5m
			86.54	
			87	

上層路盤工(車道)

規格	延長	単位数	数量(m2)	適要
M-40 t= 170	148.6	× 0.55	81.73	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り0.7m
	7.4	× 0.65	4.81	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り1.5m
			86.54	
			87	

表層工(車道及び路肩)

規格	延長	単位数	数量(m2)	適要
仮舗装	148.6	× 0.55	81.73	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り0.7m
	7.4	× 0.65	4.81	新設φ150市道車道(幅員4m以上)土被り1.5m
			86.54	
			87	

不陸整正

規 格	延 長	単 位 数 量	数 量 (m <sup>2</sup> )	適 要
t= 0	149.2	× 1.58	235.74	
	7.4	× 1.63	12.06	
			247.80	
			<b>248</b>	

表層工(車道)

規 格	延 長	単 位 数 量	数 量 (m <sup>2</sup> )	適 要
本舗装 再生As t= 50	149.2	× 1.58	235.74	新設φ150市道車道(幅員4m以上)掘削
	7.4	× 1.63	12.06	
			247.80	
			<b>248</b>	

鳥取市水道局発行  
水道工事標準仕様書  
(令和3年4月1日改訂)  
により施工する。

# 現場説明書

一般的事項 1

令和3年4月23日改定

## 1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取市水道局水道工事標準仕様書」とする。

## 2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
  - 1) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年3月鳥取市条例第1号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
  - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
  - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

## 3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針（第9条第1項を除く。）及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」（平成26年10月3日付第201400102617号県土整備部長通知）の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 「鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領」（令和3年4月20日制定）第4条に規定する調査基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、そのすべての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」（平成16年3月11日付管第2313号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査その他市の行う調査に協力すること。

また、受注者は下請業者を使用する場合に当っては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
  - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に参加することができないと認められる場合は、この限りでない。
  - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
  - 3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

## 4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

## 5 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
  - 1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
  - 2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
  - 1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
  - 2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。
- (4) ダンプトラック等による運搬について
  - 1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。
  - 2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

## 6 リサイクルの促進について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

## 7 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

# 現場説明書

特記事項1

令和3年6月1日調達公告以降適用

工 程	<p>①(他工事等との調整) _____ については、_____ と関連するので相互の連絡調整を密にすること。</p> <p>②(部分完成、着工保留) _____ については、_____ まで _____ (すること、しないこと)。</p> <p>③(施工時間) 本工事の施工時間帯は、昼間施工(8:30~17:00)を見込んでいる。 _____ の施工時間は、_____ : _____ ~ _____ : _____ とする。</p> <p>④(余裕期間設定工事) 本工事は、鳥取市水道局余裕期間設定工事に係る実施要領の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告(調達公告を行わない場合にあっては入札日の通知)のとおりとする。</p> <p>⑤(鋼材の調達の遅れによる工期の延長) _____ この工事の工期には、鋼材調達期間として、 _____ ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>⑥(週休2日工事) 本工事は、鳥取市水道局「週休2日工事」実施要領の対象工事である。受注者は、発注者に対して工事着手日までに週休2日工事の希望の有無について書面により監督員に提出しなければならない。選択後の取扱いについては、同要領の規定による。</p>
用 地 関 係	<p>①(用地、物件等未処理) 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、 _____ 頃 _____ の予定である。</p>
支 障 物 件	<p>①(埋設物等の事前調査) 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、[未調査・(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____)] について調査済み] である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____) であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。</p> <p>②(支障物件) _____ の施工に当って、 _____ が支障となっているが、 _____ までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。</p> <p>③(立木の置き場所) 工事用地内の立木は伐採し、 _____ に置くこと。</p>
公 害 対 策	<p>①(低騒音型・低振動型建設機械) 本工事のうち施工箇所： _____ については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種： _____ 土木全般 _____、施工機械： _____ バックホウ等 _____</p>
安 全 対 策	<p>①(交通安全施設等) 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">交通誘導員A _____ 人 交替要員 _____ 人 1日あたり合計 _____ 人 配置日数 _____ 日 工事全体合計 _____ 人・日</p> <p style="margin-left: 20px;">交通誘導員B _____ 2~3人 交替要員 _____ 0~1人 1日あたり合計 _____ 2~4人 配置日数 _____ 14日 工事全体合計 _____ 41人・日</p> <p>警備業法に規定する警備員を配置する場合には、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。</p> <p>交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に關する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。</p> <p>なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。</p>

# 現場説明書

特記事項 2

排水・濁水処理	<p>①(濁水処理) 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。          なお、これにより難しい場合は別途協議すること。          また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について(平成29年10月3日付事務連絡生活環境課長通知)に基づいて適正に処理すること。</p> <p>②(千代川水系における濁水防止対策)          本工事は千代川水系内における工事であり、濁水防止対策等については、千代川漁業対策協議会事業調整会議において〔未調整・調整済み〕である。          なお、未調整工事については、_____までに調整を行う予定である。          工事の実施にあたっては、特記事項 7、8 を遵守し、汚濁等の防止に努めること。</p>
建設副産物の処理	<p><b>【建設発生土(処理)】</b></p> <p>①(他工事等流用) 建設発生土は_____市・町・村_____地内の _____ 工事現場に運搬(片道運搬距離 _____ km)するものとする。</p> <p>②(建設技術センター) 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離 _____ km)するものとする。なお、処理費として 1㎡当り _____ 円(税抜き)をセンターに支払うこと。          センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状 (記載例)砂質土、コーン指数 300kN/m<sup>2</sup>以上 )</p> <p>③(民間残土受入地) 建設発生土は <u>鳥取</u> 市・町・村 <u>長谷</u> 地内の <u>(株)大谷組</u> に運搬(片道運搬距離 <u>8.6</u> km)するものとする。なお、処理費として 1㎡当り <u>1100</u> 円(税抜き)を <u>(株)大谷組</u> に支払うこと。          民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状 (記載例)砂質土、コーン指数 300kN/m<sup>2</sup>以上 )</p> <p><b>【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材(処理)】</b></p> <p>④(分別解体等) コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいます。          コンクリート塊 1㎡当り _____ 円(税抜き)          アスファルト塊 1㎡当り _____ 円(税抜き)          建設発生木材 1㎡当り _____ 円(税抜き)</p> <p>⑤(再資源化施設へ搬出) コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。          再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。          なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。</p> <p>(施設の名称・受入れ費用) コンクリート塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____          (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円(税抜き)          アスファルト塊 <u>八頭</u> 市・町・村 <u>郡家</u> 地内の <u>こおげ建設</u>          (運搬距離 <u>11</u> km)、費用 1 t 当り <u>2000</u> 円(税抜き)          建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____          (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円(税抜き)          その他( ) _____ 市・町・村 _____ 地内の _____          (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円(税抜き)</p> <p>(受入れ時間帯) 8時～17時(平日)          (受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。          イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。          ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm以下、長さ _____ m以下であること。          エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。</p> <p>⑥(他工事等流用) [Co塊・ _____] は、 _____ 市・町・村 _____ 地内 _____ 工事現場に運搬(片道運搬距離 _____ km)するものとする。</p>

# 現 場 説 明 書

特記事項 3

- ⑦(最終処理等) \_\_\_\_\_については、\_\_\_\_\_市・町・村 \_\_\_\_\_地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離 \_\_\_\_\_km)を想定し、その費用として1 t 当り \_\_\_\_\_円を見込んでいる。  
これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。
- ⑧(産業廃棄物の処理に係る税) 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、\_\_\_\_\_円(税抜き)見込んでいる。
- ⑨(木材市場等へ売却) 建設発生木材は、\_\_\_\_\_市・町・村 \_\_\_\_\_地内の \_\_\_\_\_への搬出(片道運搬距離 \_\_\_\_\_km)を想定し、\_\_\_\_\_円を見込んでいる。これは、他の木材市場等へ売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議をすること。
- ⑩(伐木工歩掛及び参考数量) 伐木工は伐木工歩掛(令和元年10月15日付第201900175199号鳥取県県土整備部技術企画課長通知)による。また伐採工計算書に基づき参考数量として算出しているため、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。
- ⑪(建設発生木材の出来形数量)  
建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工 種	項 目	規 格	摘 要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所 の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。 また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。なお、マニフェストで運搬量(体積(空m3))が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

- ⑫(マニフェスト) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

- ①(建設発生土の使用) \_\_\_\_\_工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所： \_\_\_\_\_に使用する。
- ②(再生資材の使用) ア Co雑割材は、\_\_\_\_\_工事から運搬し、使用箇所： \_\_\_\_\_に使用する。  
イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、\_\_\_\_\_工事から運搬し、使用箇所： \_\_\_\_\_に使用する。  
ウ 再生クラッシュラン〔規格： RC-40〕は、使用箇所： 下層路盤 に使用する。  
エ 再生コンクリート砂〔規格： RS- \_\_\_\_\_〕は、使用箇所： \_\_\_\_\_に使用する。  
オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： 再生密粒度As〕は、使用箇所： 表層 に使用する。  
カ その他再生資材〔資材名： \_\_\_\_\_〕〔規格： \_\_\_\_\_〕は、  
使用箇所： \_\_\_\_\_に使用する。  
キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。  
当該砕石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再生資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生砕石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生砕石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。  
ク 本工事において、粒度調整砕石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。

建設副産物の使用

# 現場説明書

特記事項 4

工事用道路	<p>①(農地の一時転用について)</p> <p>本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」(平成24年12月5日付農業委員会事務局長通知)に基づき、着手前に本工事が公共事業であることを証明された報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。</p>
仮設備	<p>①(自社施工) 本工事においては、(※) _____ 工( _____ 工を除く)のうち少なくとも _____ 千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領(平成22年7月12日付第201000057710号県土整備部長通知)に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別(レベル4)を記載する。</p> <p>②(工事名称) 工事標示板に記載する名称は、<u>震災対策整備事業の内 河原町曳田地内配水管布設替工事</u>とする。</p> <p>なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。</p> <p>③(監督体制) 本工事の監督体制は(一般・重点)監督とする。 重点監督の工種は _____ とし、その他の工種は一般監督とする。 なお、鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。</p> <p>④(三者協議) 本工事は、 _____ 工であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事等に適用)</p> <p>⑤(技能士常駐) 本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。</p> <p style="margin-left: 40px;">1) 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁 2) 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁 3) 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁</p> <p>⑥(寒中コンクリート) 本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」(平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知)に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。</p> <p>⑦(実施単価全面改訂時の適用単価) 実施単価全面改訂後指名通知を行う工事は最新単価を適用することとしているが、本工事は旧単価において積算を行っているため、契約締結後には速やかに最新単価に基づく変更契約を行う。</p> <p>⑧(設計業務の受託者) 本工事の設計業務は、 _____ が行っている。</p> <p>⑨(建設機械の賃料の採用単価) ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。 通常単価を採用した建設機械 [無し・有り( _____ )] イ ラフテレーンクレーンについては、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。 本工事の _____ 工で使用を想定しているラフテレーンクレーン(規格 _____ t吊)の採用単価は、(通常単価・長期割引単価)を採用している。具体的な単価については建設物価 _____ 月号、 _____ 頁を参照すること。</p>
その他	<p>①(自社施工) 本工事においては、(※) _____ 工( _____ 工を除く)のうち少なくとも _____ 千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領(平成22年7月12日付第201000057710号県土整備部長通知)に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別(レベル4)を記載する。</p> <p>②(工事名称) 工事標示板に記載する名称は、<u>震災対策整備事業の内 河原町曳田地内配水管布設替工事</u>とする。</p> <p>なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。</p> <p>③(監督体制) 本工事の監督体制は(一般・重点)監督とする。 重点監督の工種は _____ とし、その他の工種は一般監督とする。 なお、鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。</p> <p>④(三者協議) 本工事は、 _____ 工であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事等に適用)</p> <p>⑤(技能士常駐) 本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。</p> <p style="margin-left: 40px;">1) 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁 2) 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁 3) 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁</p> <p>⑥(寒中コンクリート) 本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」(平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知)に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。</p> <p>⑦(実施単価全面改訂時の適用単価) 実施単価全面改訂後指名通知を行う工事は最新単価を適用することとしているが、本工事は旧単価において積算を行っているため、契約締結後には速やかに最新単価に基づく変更契約を行う。</p> <p>⑧(設計業務の受託者) 本工事の設計業務は、 _____ が行っている。</p> <p>⑨(建設機械の賃料の採用単価) ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。 通常単価を採用した建設機械 [無し・有り( _____ )] イ ラフテレーンクレーンについては、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。 本工事の _____ 工で使用を想定しているラフテレーンクレーン(規格 _____ t吊)の採用単価は、(通常単価・長期割引単価)を採用している。具体的な単価については建設物価 _____ 月号、 _____ 頁を参照すること。</p>

# 現場説明書

特記事項 5

⑩(現場環境改善)

本工事は、現場環境改善(率計上分)実施対象工事と〔する・しない〕。  
 下表の内容のうち原則として各費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1実施内容ずつ(いずれか1項目のみ2実施内容)の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。  
 実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。  
 地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容(目的に資するものであること)について監督員の確認を受けること。

1内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献
防災・危機管理関係 (港湾・漁港事業)	1. 防災訓練(地震・台風等の自然災害に対する訓練)

その他

⑪(コンクリートスランプ)

現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定について(平成30年3月19日付第201700306751号県土整備部長通知)に基づき、(※) 工は、スランプ値12cmのコンクリート打設を想定している。

※該当する細別(レベル4)を記載する。

⑫(熱中症対策)

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。また、気象庁から高温注意報(最高気温35℃以上が予想される場合)が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑬(現場管理費補正)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事と〔する・しない〕。  
 熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領(以下「試行要領」という。)の制定について(令和元年6月12日付第201900066875号県土整備部長通知)に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。  
 ただし、試行要領に難い場合は監督員と協議すること。  
 なお、試行要領において真夏日を「日最高気温が30℃以上の日」と定義しているが、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事は「日最高気温が28℃以上の日」と読み替える。

⑭(日本芝生産地への配慮)

日本芝の生産に配慮した植生工について(令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知)に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。

- ア [張芝工・筋芝工] は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。
- イ [植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。
- ウ [わら芝工・植生シート工・植生マット工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として1m2当たり 円を見込んでいる。

# 現場説明書

特記事項 6

そ  
の  
他

~~⑬ (ICT活用工事[受注者希望型(LightICTを含む)])~~

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事であるので、最新の「ICT活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm>を参照すること。

~~⑭ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)~~

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

※ 明示する項目を\_\_\_\_部分に記入または追記し、不要部分は一で削除して使用すること。

# 現場説明書

特記事項 7

千代川水系における濁水防止対策

1 千代川水系における工事の実施にあたっては、「千代川水系における汚濁防止対策申し合わせ(H30.4.1以降適用千代川漁業対策協議会)」に基づき以下の事項を遵守し、汚濁等の防止に努めること。

また、「具体的で詳細な濁水対策」を施工計画書に明記するとともに、実際に作業を行う機械のオペレーターをはじめとする全ての現場作業員に対して、新規入場者教育や毎日の朝礼等の機会に「具体的で詳細な濁水対策の行い方」を指導するなど、積極的な濁水対策を徹底すること。

- ア 受注者は、汚濁防止(仮設足場等の設置を含む)に最善の注意を払い工事を行うこと。施工にあたっては、「ク 留意事項」を参照し、汚濁防止対策を徹底すること。
- イ 汚濁防止等の対策は、千代川漁業対策協議会で協議の上合意されたものであり、汚濁防止対策の変更及び工期延長の恐れが生じた場合は、できる限り早い時期に監督員に報告し、指示を受けること。
- ウ 汚濁防止施設等が設置された時点で、監督員の確認を受けること。また、撤去時においては残骸等がないようにすること。
- エ 汚濁を生じる恐れのある仮締切の設置・撤去、瀬替や川替など河床掘削時は、監督員の立会をを求めること。必要に応じて千代川漁業協同組合と協議すること。
- オ 千代川漁業対策協議会において現地立会が必要と認められた箇所については、千代川漁業協同組合と発注者で現地確認を行い、問題が認められた場合には双方協議することとしているので、工事着手前には監督員に確認すること。
- カ 大型土のうを設置する場合の番号の色は(黒)とする。大型土のうは、設置及び撤去後の数量が分かるように管理すること。
- キ 千代川水系については、毎年2月下旬～3月中旬にはやまめ成魚、4月下旬～5月中旬には鮎苗の放流、7月上旬には、やまめ、いわなの稚魚の放流が予定されており、放流日(1日程度)の前後の期間(10日程度)は、汚濁等を流出させる工事は実施しないこと。やむを得ない事情により作業を行う場合は、汚濁防止対策について千代川漁業協同組合と連絡調整を行ったうえで細心の注意を払い作業を行うこと。  
なお、稚魚放流等の詳細な日程については、監督員に確認すること。
- ク 留意事項

河床掘削関係	(1)河床掘削する際は、額縁(がくぶち)掘削とすること。ただし、川幅が狭い等、額縁掘削ができない場合は、沈砂池を設けるなどの濁水対策を講じたいうで全面掘削を行うこと。 (2)発生した玉石(概ね20cm以上)は、残土処分しないで現地又は同一河川に戻すこととし、河床(水のあるところ)に並べるか、護岸の根に寄せ石を行い、魚の生息・休憩場所の保全に努めること。
石積工関係	(1)石積工の石材を現地採取する場合は、その代替となる石材を近くの中州や瀬替えにより掘り起こすなどして調達し、河床表面に敷き並べること。
仮設道路関係	(1)河川内に築造する仮設道路の盛土材は真砂土でなく現地河床材を使用すること。 (2)仮設道路を新設する場合、道路法面や路面から流出する濁水について対策を講じること。
土のう関係	(1)河川内に仮設する土のう袋の中詰土は、真砂土でなく現地河床材を使用すること。 (2)河川内で土のうを使用する場合は、土のうに番号(黒色)を打ち、設置時及び土のう撤去時に数量管理(写真管理)を行い、全数撤去を確認すること。また、流出防止のため、必要に応じてロープ等で連結すること。 (3)土のうが流出した場合は、下流を探し全数回収するとともに、全数回収できたことを証明する資料を監督員に提出すること。
沈砂池関係	(1)原則、沈砂池の底にブルーシートは敷かないこと。 (2)沈砂池に堆積したドロは、定期的に除去すること。 (3)高水敷が広い場合は、沈砂池は高水敷を掘削する方法を検討すること。 (4)沈砂池は、濁りの程度や湧水量に見合った大きさ、基数(連数)とすること。効果が不十分な場合は、増設等を行うこと。 (5)ノッチタンクについても、効果が不十分な場合は、容量を大きくする又は基数を増やす等、効果を見ながら対応すること。

# 現場説明書

特記事項 8

千代川水系における濁水防止対策

~~2~~ 本工事は、河床の改変を伴う工事であり、以下のとおり千代川漁協による完成前確認を行うこととしているので、  
~~検査希望日を1週間前までに監督員へ連絡すること。~~

1) 確認時期

- ・ 工事完了前の河床整理が概ね完了した時点。ただし、完成確認時の指摘等に対応できるようバックホウ等が現地にある時期とすること。

2) 確認事項

<河床状況>

- ・ 玉石をみお筋に並べたり、水中の護岸基礎部の保護を兼ねた寄せ石を行う等、魚類への配慮がなされているか。
- ・ 平滑な河床にせず、みお筋を復元する等、着手前の河床が復元されているか。

<仮設材(大型土のう等)等の撤去>

- ・ 仮設材(大型土のう等)が全て撤去されているか。
- ・ 設置時及び撤去時数量の管理資料(黒色番号入り空袋写真等)

<工事資材や発生したゴミ等の撤去>

- ・ 工事資材やゴミ等が河川内に残されていないか。

※ 明示する項目を\_\_\_\_部分に記入または追記し、不要部分は一で削除して使用すること。

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書

令和3年4月16日（一部改定） 鳥取市水道局

## 1 目的・主旨

本特記仕様書は、工事及び業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項を定めたものである。受注者は本特記仕様書に従って感染拡大防止に取り組むとともに、感染者等が確認された場合には発注者に速やかに報告するなど、感染拡大防止に向けて適切に対応すること。

## 2 感染拡大防止に向けた取組

### (1) 現場等における感染拡大防止対策

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月10日付第202000014247号県土整備部長通知）（以下「令和2年4月10日通知」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月17日付第20200021897号県土整備部長通知）、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月28日付第202000029614号県土整備部長通知）（以下「令和2年4月28日通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月8日付第202000254210号県土整備部長通知）に基づき、次の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ① 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど感染予防の対応を徹底するとともに、発熱症状がみられる者の休暇の取得などすべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所などにおける各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所などでの食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、令和2年4月28日通知に添付の対策事例を参考に感染防止対策に取り組むこと。また、「三つの密を避けるための手引き」（別添1）を全ての作業従事者に周知するとともに、現場事務所等で掲示（掲示は工事のみ）を行い、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ③ 作業従事者（下請事業者含む）が、鳥取県の指定する感染流行嚴重警戒地域（V）、感染流行警戒地域(IV)から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する前の14日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛し、その後にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。なお、このPCR検査に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議すること。

### (2) 作業員宿舎における感染予防対策について

「新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に伴う感染予防対策の徹底について」（令和

2年9月15日付第202000154121号県土整備部長通知)に基づき、受注者は下請会社も含め作業員宿舎を設ける場合には、国土交通省策定「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(参考：<https://www.mlit.go.jp/common/001360076.pdf>)に記載の「(iii)作業員宿舎における対応」により、作業員宿舎における感染予防対策を徹底すること。

受注者は、下請会社も含め複数人が居住する作業員宿舎を設ける場合は、事前に別紙1「作業員宿舎状況表」を作成し発注者に提出すること。

### (3) 県外製作工場での監督員等の立会による検査(出来形・品質)

令和2年4月10日通知に基づき、落橋防止装置の鋼製ブラケット溶接部の内部きず検査など、県外の製作工場における監督員等の立会による検査は行わないこととする。なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこととする。

### (4) 工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について(通知)」(令和3年4月6日付第202100008392号県土整備部長通知)(以下「令和3年4月6日通知」という。)に基づき、以下のとおり書類の提出及び受発注者間の打合せを行うこと。

#### ① 書類の提出について

ア 書面による工事打合せ簿は、やむを得ない場合及び契約関係書類<sup>※(1)</sup>を除き電子メールにより提出することとする。

※(1)契約関係書類：契約書、現場代理人選任(変更)通知書、主任技術者等(変更)選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、対面による書類の提出は行わず、鳥取市水道局国安庁舎1階の業者向け連絡箱に書類を投函し、書類を提出したことを監督員等に電話又は電子メール等により連絡すること。

#### ② 受発注者間の打合せ

ア 打合せは、事前に電子メール等により打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

- ・①密閉空間②密集場所③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底すること。
- ・打合せ等に参加した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

### 3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

令和2年4月28日通知に基づき、追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書(又は変更業務計画書)を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

#### 4 感染等が確認された場合の対応

令和3年4月6日通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合には、次のとおり対応すること。(別添2)

(1) 工事等の関係者がPCR検査を受けた場合(検査結果が判明するまでの対応)

① 該当者が受注者側(現場代理人、主任技術者、監理技術者、照査技術者、担当技術者及び作業員(下請けを含む))の場合

ア 受注者は、速やかに発注者に報告する。

イ 発注者は、速やかに現場作業の中止及び作業員の自宅待機を指示する。(工事の場合)

② 該当者が発注者側(各監督員、調査職員及び監督補助員)の場合

ア 発注者は、速やかに受注者に連絡する。

イ 受注者は、該当者との接触者の有無を確認し、感染の疑いがある者を自宅待機等とする。

(2) 工事等の関係者がPCR検査で陽性と確認された場合

① 該当者が受注者側の場合

ア 工事等の一時中止を指示する。

② 該当者が発注者側の場合

ア 受発注者で協議し、必要に応じて工事等を一時中止とする。(中止期間は受発注者協議の上決定)

#### 5 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の一時中止措置等について

令和2年4月10日通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長(以下「一時中止等」という。)の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

#### 6 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化[測量等業務は削除すること]

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」(令和2年3月19日付第201900328900号県土整備部長通知)及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」(令和2年4月22日付第202000024805号県土整備部長通知)に基づき、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めること。

#### 7 測量等業務における検査について

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた測量等業務に係る検査の対応について」(令和2年3月12日付都市整備部長通知)に基づき、以下のとおりとする。

(1) 検査にあたっての考え方

測量等業務とは、測量、設計、調査、修繕業務（緊急業務含む）のことを言う。

（2）検査方法

受注者との対面による検査は実施しない。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

# 3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653

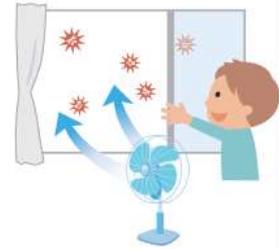


## ①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

### 窓がある場合

- 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。

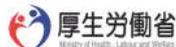


### 機械換気がある場合

- 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。  
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m)を確保するよう努めなければなりません。
- したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

### 乗り物の場合

- 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



## ②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。



- スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

- 飲食店の座席では、隣の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、互い違いに座るのも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。



- エレベーターでは、多くの人々が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。



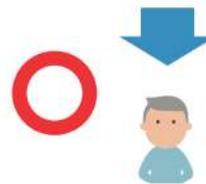
- 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#hatarakukata](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata)



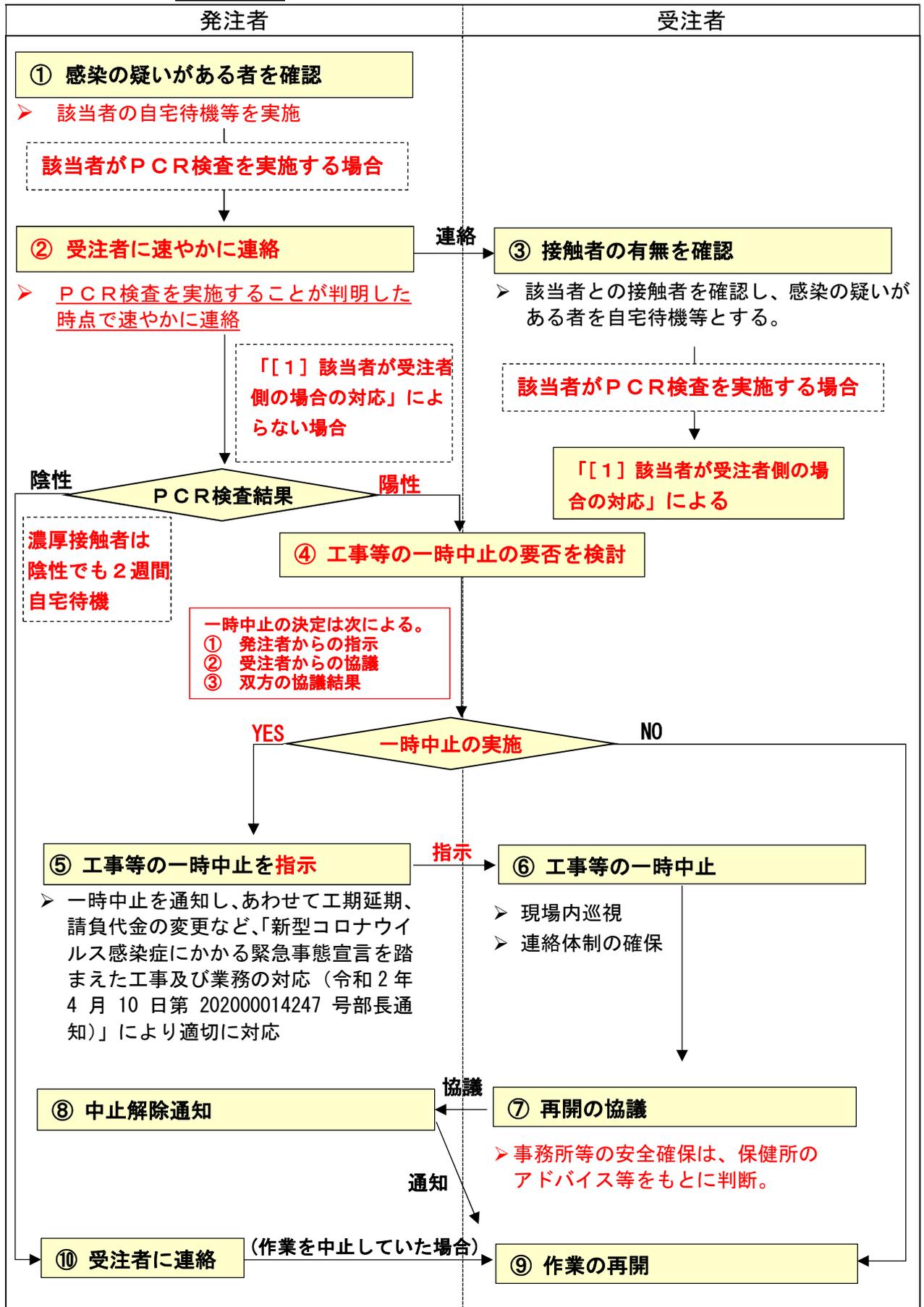
### ③ 「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ（約3,000個）が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。  
注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いでしょう。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、このほか注意して下さい。





[ 2 ] 該当者が発注者側(各監督員、調査職員及び補助監督員)の場合



# みんなで、適切な賃金水準を確保！ 社会保険等への加入を徹底！

まじめに働く職人が報われるために



## 【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

- ◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に11.5%、平成26年2月には6.6%、平成27年2月には4.1%、平成28年2月には3.6%、平成29年3月には3.2%、平成30年3月には3.1%引き上げ、平成31年3月には1.4%引き上げ、令和2年3月には2.5%引き上げ、また令和3年3月には0.8%引き上げ、平成24年度に比べ約42.9%の上昇となりました。

## 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

## 社会保険等への加入徹底

- 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下請契約を締結しましょう
- 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

### 元請による下請への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

- 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
- 未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき

☺ 社会保険適用除外者(従業員が4人以下の個人事業主や一人親方)や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

### 請負契約における法定福利費の確保 (標準見積書の活用)

- 元請 ➢ 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- 元請 ➢ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、提示された場合、これを尊重しましょう
- 下請 ➢ 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう



## 公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成 25 年に 11.5%、平成 26 年 2 月に 6.6%、平成 27 年 2 月に 4.1%、平成 28 年 2 月に 3.6%、平成 29 年 3 月に 3.2%、平成 30 年 3 月に 3.1%、平成 31 年 3 月に 1.4%、令和 2 年 3 月に 2.5%、令和 3 年 3 月に 0.8% 引き上げられ、平成 24 年度に比べ約 42.9% の上昇となりました。主要 10 職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職種	単 価 (円)										
	H24.4	対H24.4比 H25.4	対H25.4比 H26.2	対H26.2比 H27.2	対H27.2比 H28.2	対H28.2比 H29.3	対H29.3比 H30.3	対H30.3比 H31.3	対H31.3比 R02.3	対R02.3比 R03.3	上昇率 対H24.4比
特殊 作業員	13,800	10.9%	3.9%	1.3%	5.6%	0.0%	2.9%	4.0%	1.6%	0.5%	34.8%
普通 作業員	10,800	11.1%	4.2%	1.6%	8.7%	0.0%	2.9%	4.2%	1.4%	0.0%	38.9%
軽 作業員	9,500	14.7%	3.7%	0.9%	6.1%	0.0%	3.3%	4.0%	1.5%	0.0%	38.9%
とび工	15,000	12.0%	7.1%	5.0%	5.3%	3.0%	3.4%	0.5%	2.3%	0.0%	45.3%
鉄筋工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	2.4%	0.0%	44.3%
運転手 (特殊)	12,900	10.9%	3.5%	1.4%	5.3%	0.0%	3.2%	4.3%	1.8%	0.0%	34.1%
運転手 (一般)	11,100	10.8%	4.9%	1.6%	6.1%	0.0%	2.9%	4.2%	1.3%	2.6%	39.6%
型わく 工	14,600	12.3%	7.3%	5.1%	5.4%	2.6%	3.0%	0.5%	2.4%	2.8%	49.3%
大工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	2.4%	0.0%	44.3%
左官	14,200	12.0%	7.5%	5.3%	5.6%	2.6%	3.1%	0.5%	2.0%	0.0%	45.1%

### 【公共工事設計労務単価とは？】

- ・公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者 51 職種について定めています。
- ・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- ・労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

1. 基本給相当額 基本給（法定福利費本人負担分相当額を含む。）及び出来高給
2. 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
3. 臨時の給与 賞与（ボーナス）など
4. 実物給与 通勤定期や食事の支給など

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

- ・新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、労務単価が適切な水準に維持されるためには、**末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。**

【例】普通作業員（15,000 円/日、20 日/月勤務）の場合

月当たり 15,000(円/日)×20(日)=300,000 円となり、これは上記枠内の 1.～4. により算定した年収（3,600 千円）を 12 ヶ月で除したものに相当し、法定福利費（雇用保険、医療保険及び年金保険）の本人負担相当額（約 15%）が含まれています。

鳥取県県土整備部県土総務課

# 公共工事設計労務単価と法定福利費

－ 適正な金額での下請契約のために －

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。  
 なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出にあたっては、下記を参考にしてください。

## 代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（R03.3.1時点）

### ■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
				労務費	器具及び諸雑費
鉄筋工 ※1	D10～D51	t	55,000 円 (100.0%)	53,570 円 (97.4%)	1,430 円 (2.6%)
足場工	手摺先行型 足場	掛㎡	3,511 円 (100.0%)	1,850 円 (52.7%)	1,661 円 (47.3%)
型枠工 ※2	鉄筋・無筋 構造物	㎡	6,863 円 (100.0%)	5,580 円 (81.3%)	1,283 円 (18.7%)

※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H4歩掛の構成比率から算定。

※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>

**注）下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要です。**

### ■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	②うち労務費		③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)
			うち労働者負担分 法定福利費	
鉄筋工	55,000 円/t	53,570 円/t	8,269 円/t	8,676 円/t
足場工	3,511 円/掛㎡	1,850 円/掛㎡	286 円/掛㎡	300 円/掛㎡
型枠工	6,863 円/㎡	5,580 円/㎡	861 円/㎡	904 円/㎡

◎労働者負担分の算定式 労務費×154.35÷1,000

◎事業主負担分の算定式 労務費×161.95÷1,000

※R03.3.1時点の率

●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価) + ③(事業主負担分法定福利費)

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

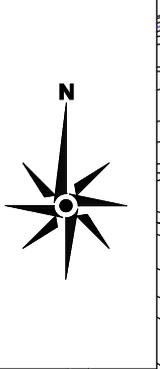
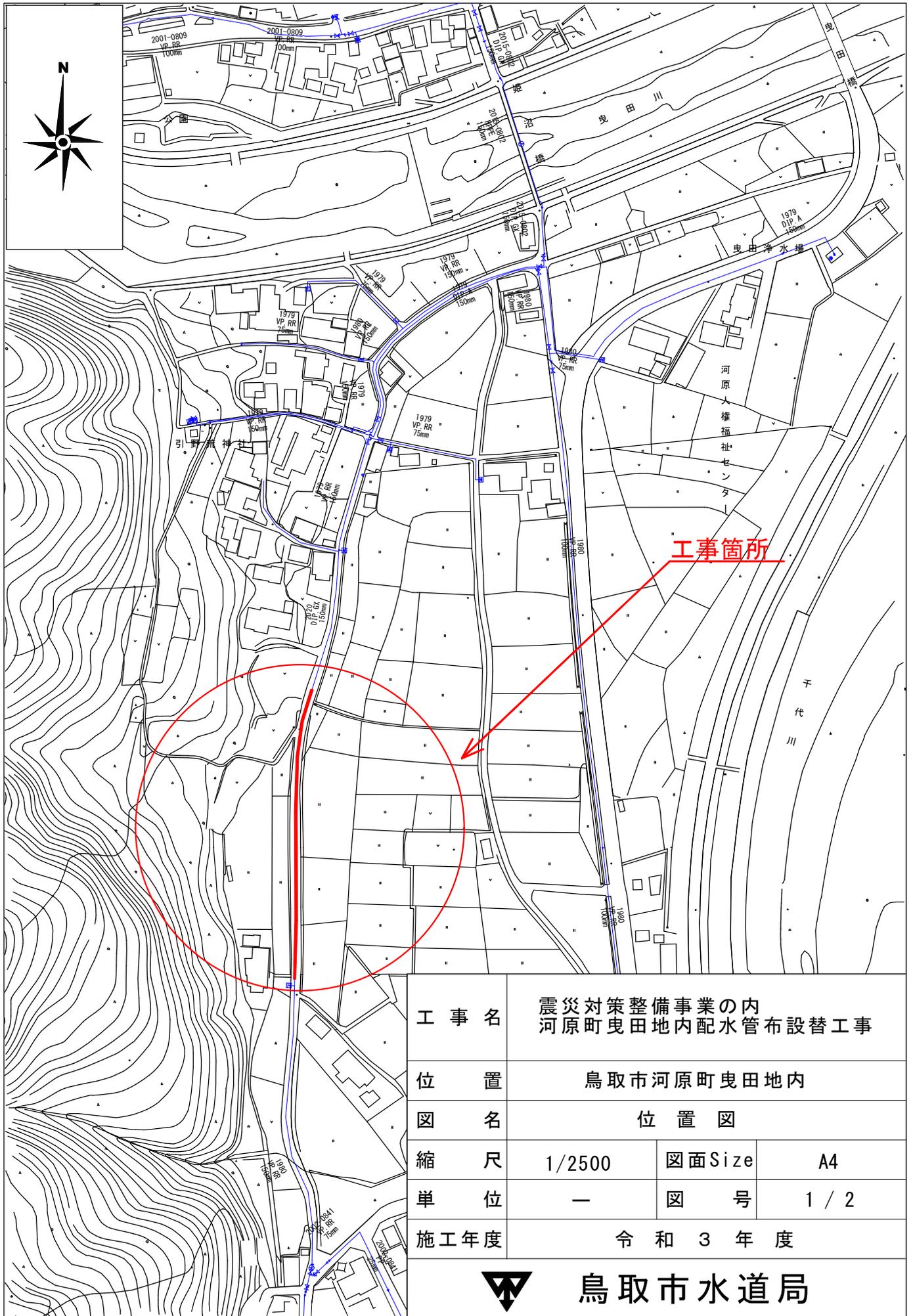
※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他( )	
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input checked="" type="checkbox"/> 電気 <input checked="" type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他( )	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
工作物に 関する調 査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他( )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約 _____ 1.2 _____ m その他( )	
工作物に 関する調 査の結果 及び工事 着手前に 実施する 措置の内 容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( )	道路占用の許可申請
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( )	工事看板設置ヶ所の確認。 交通整理員の配置位置の確認。
	特定建設資材への付着物(解 体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無	
	他法令関係 (解体・維 持・修繕工 事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程 ごとの 作業内 容及び 解体方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他( ) その他の場合の理由( )	
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン	
廃 棄 物 発 生 見 込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事)並びに特定建設資材が使用される工 作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び 特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工 作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	35 トン <input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。



工事箇所

工 事 名	震災対策整備事業の内 河原町曳田地内配水管布設替工事		
位 置	鳥取市河原町曳田地内		
図 名	位 置 図		
縮 尺	1/2500	図面Size	A4
単 位	—	図 号	1 / 2
施工年度	令 和 3 年 度		



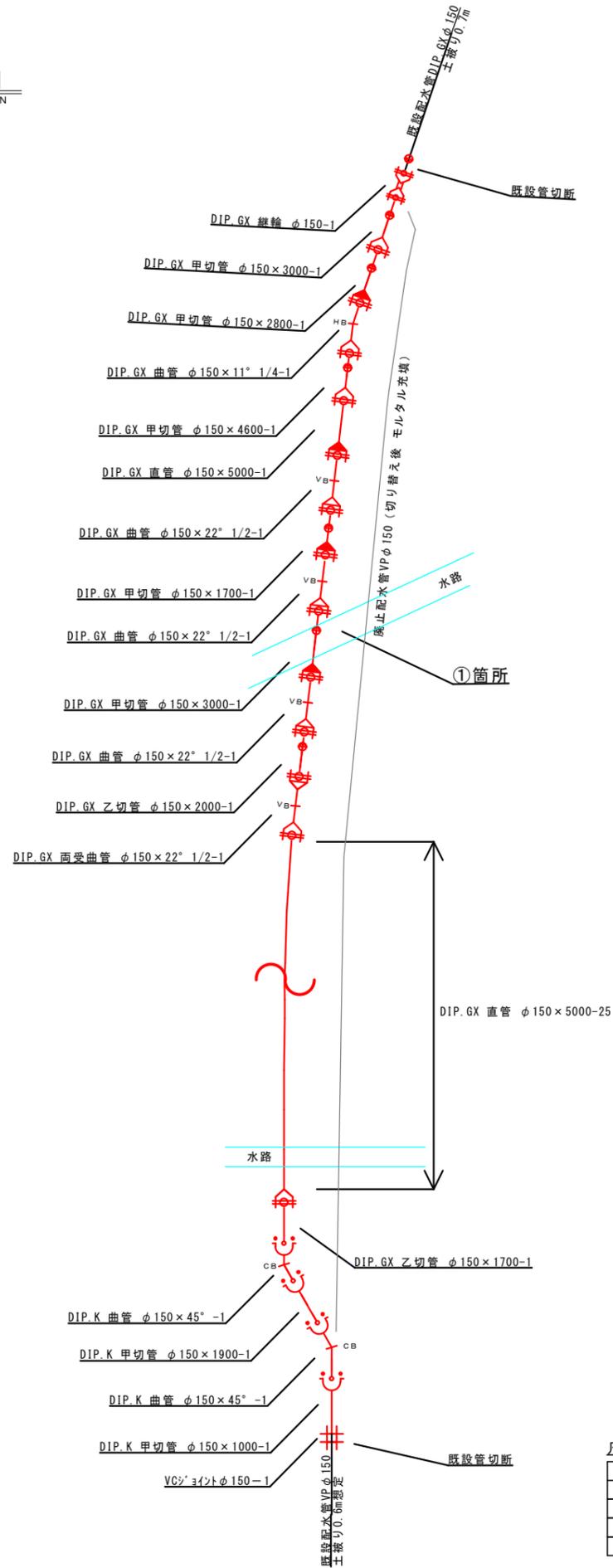
鳥取市水道局

平面図  
S=1/1000



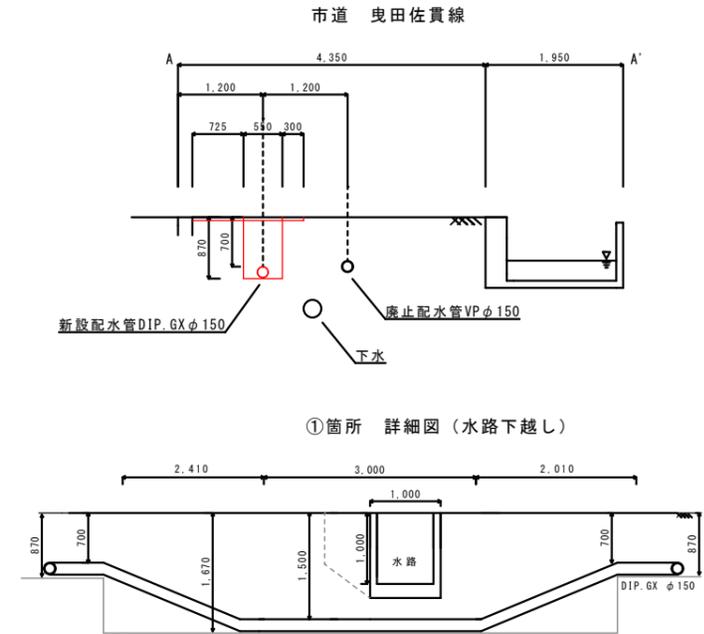
凡例	
	新設配水管
	既設配水管
	廃止配水管

配管図  
S=NON

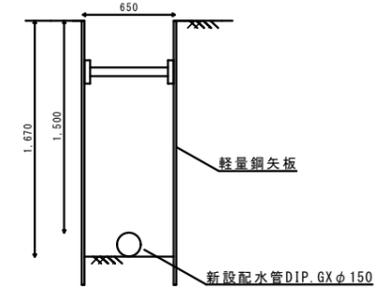


凡例	
	GX 受口
	GX 挿口加工
	ライナ
	K 受口
	K 特殊挿輪

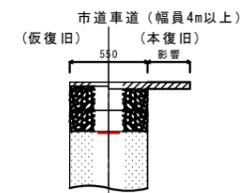
標準断面図  
S=1/50



①箇所 矢板挿入図  
S=1/25



復旧構成図  
S=1/25



表層 再生密粒As t=30	表層 再生密粒As t=50
上層路盤 M-40 t=170	上層路盤 M-40 t=150
下層路盤 RC-40 t=150	
路床土 CBR≧12%	

工事名	震災対策整備事業の内 河原町曳田地内配水管布設替工事		
位置	鳥取市 河原町曳田 地内		
図名	平面図・配管図・断面図・復旧図		
縮尺	図示	図面Size	A1
単位	m,mm	図号	2 / 2
施工年度	令和3年度		
鳥取市水道局			

震災対策整備事業の内  
河原町曳田地内配水管布設替工事

積算参考資料

第1号

### 鑄鉄管布設工(機械力) 1m当たり単価表

吊込み据付  
呼び径150mm  
埋設物:少ない 作業帯:良好

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
トラック運転	クレーン装置付 4t積 2.9t吊	時間					第32号単価表
合 計		m	10				
単位当り		m	1				

第2号								ポリエチレンスリーブ被覆工 1m当たり単価表		呼び径150mm 固定用ゴムバンド使用			
名	称	規	格	単位	数	量	単	価	金	額	雑	摘	要
ポリエチレンスリーブ被覆工		呼び径150mm	固定用ゴムバンド使用	m	100								第33号単価表
合 計				m	100								
単位当り				m	1								

第3号

管明示テープ工（鋳鉄管） 1m当たり単価表

φ150  
粉体塗装管用

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
管明示テープ工(鋳鉄管布設工)	貼付手間のみ 呼び径 φ150×5000	m	100				第34号単価表
明示テープ	粉体塗装管用	m	163.68				幅50mm、年号入り
合 計		m	100				
単位当り		m	1				

第4号

### 管明示シート工 1m当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
普通作業員		人					
埋設標識シート	ポリエチレンクロス 150mm	m	100				折込率2倍, アルミなし
合 計		m	100				
単位当り		m	1				

第5号 GX形継手接合(直管) 1口当たり単価表 呼び径150mm							
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人				9	
普通作業員		人				9	
諸雑費		%					
合 計		口	1				

第6号 GX形継手接合(異形管) 1口当たり単価表 呼び径150mm							
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人				9	
普通作業員		人				9	
諸雑費		%					
合 計		口	1				

第7号

### 継手工 1口当たり単価表

特K形  
呼び径150mm  
埋設物：少ない 作業帯：良好

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
メカニカル継手工	A・K形 呼び径150mm 特殊押輪	口	1				第35号単価表,埋設物:少ない 作業帯:良好
合 計		口	1				



第9号

鑄鉄管切断・溝切り加工 1箇所当たり単価表

G X形/専用工具使用  
管径150mm  
挿しロリング取付含む

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
鑄鉄管切断・溝切り加工	GX形/専用工具使用 切断・溝切り加工 管径150mm	口	1				第37号単価表
NS形・SII形・GX形継手挿口加工	GX形(タツノねじ式) 呼び径150mm	口	1				第38号単価表
サシロリング	G X形 φ 1 5 0	個	1				管材費
合 計		箇所	1				

第10号

### 鋳鉄管切断工 1口当たり単価表

パイプ切削切断機使用  
呼び径150mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊作業員		人				9	
普通作業員		人				9	
機械損料	鋳鉄管切断・溝切加工機 φ75～φ450	日					
諸雑費		%					
合 計		口	1				

第11号

硬質塩化ビニル管切断工 1口当たり単価表

呼び径150mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人				9	
普通作業員		人				9	
諸雑費		%					
合 計		口	1				

## 舗装版切断 1m当たり単価表

アスファルト舗装版  
アスファルト舗装版厚15cm以下第12号の1  
機械構成比：6.29% 労務構成比：54.24% 材料構成比：39.47% 市場単価構成比：0% 標準単価：

代表機材規格 (積算地区)	構成比	単価 (積算地区)	代表機材規格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備考
コンクリートカッター 切削深20cm級ブレード径φ56cm	4.25%		コンクリートカッター バキューム式・湿式 切削深20cm級ブレード径56cm		
その他(機械)			その他(機械)		
特殊作業員	18.9%		特殊作業員		
土木一般世話役	9.56%		土木一般世話役		
普通作業員	8.2%		普通作業員		
その他(労務)			その他(労務)		
コンクリートカッター(ブレード) 径22インチ(56cm)	36.63%		コンクリートカッターブレード 自走式切断機用 径56cm(22インチ)		
ガソリン レギュラー スタンド	1.92%		ガソリンレギュラースタンド		
その他(材料)			その他(材料)		
積算単価			積算単価		
舗装版種別 A = 01 アスファルト舗装版			1日未満で完了する作業の適用 E = 01 -(全ての費用)		



第13号

バックホーによる舗装版直接掘削・積込 1㎡当たり単価表

舗装厚0cmを超え10cm以下  
バックホー 排対2次 山積0.28m3(平積0.2m3)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
土木一般世話役		人				1	
普通作業員		人				1	
バックホー運転	クローラ型 排対2次 山積0.28m3(平積0.2m3)	時間				1	第39号単価表
諸雑費		式					
合 計		㎡	100				
単位当り		㎡	1				





第16号

## 管路埋戻(機械埋戻バックホウ) 1m3当たり単価表

クハ° 締固め 購入土 (山土 CBR $\geq$ 12)  
 バックホウ 排対2次 山積0.28m3(平積0.2m3)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
土木一般世話役		人				1	
普通作業員		人				1	
バックホウ運転	クハ°型 排対2次 山積0.28m3(平積0.2m3)	時間				1	第39号単価表
クハ° 運転(賃料)	クハ° 60~80kg	日				1	第42号単価表
山土	CBR $\geq$ 12	m <sup>3</sup>	100			1	
諸雑費		式					
合 計		m <sup>3</sup>	100				
単位当り		m <sup>3</sup>	1				

第17号

### 路盤工 1㎡当たり単価表

再生クラッシャーラン RC-40  
施工幅1.8m未満 t=0.15m(1層)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
普通作業員		人				1	
再生クラッシャーラン	RC-40	m3	19.05			1	
ﾀﾝﾊﾞ 運転(賃料)	ﾀﾝﾊﾞ 60～80kg	日				1	第43号単価表
諸雑費		式					
合 計		㎡	100				
単位当り		㎡	1				

第18号

### 路盤工 1㎡当たり単価表

粒度調整碎石 M-40  
施工幅1.8m未満 t=0.17m (2層)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
普通作業員		人				1	
粒度調整碎石	M-40	m <sup>3</sup>	21.59			1	
ﾀﾝﾊﾞ 運転(賃料)	ﾀﾝﾊﾞ 60～80kg	日				1	第43号単価表
諸雑費		式					
合 計		m <sup>2</sup>	100				
単位当り		m <sup>2</sup>	1				

第19号

アスファルト舗装(人力) 1m<sup>2</sup>当たり単価表車道・路肩部 再生密粒度7スロ(13)  
舗装厚30mm 瀝青材散布なし

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
土木一般世話役		人				29	
特殊作業員		人				29	
普通作業員		人				29	
再生アスファルト混合物	密粒度 (13)	t	7.544				
振動ローリ運転	ハトガイト式 0.5～0.6t	日				29	第44号単価表
振動コンパクタ運転	前進型 40～60kg	日				29	第45号単価表
諸雑費		%					
合 計		m <sup>2</sup>	100				
単位当り		m <sup>2</sup>	1				

第20号

### 不陸整正工 1m<sup>2</sup>当たり単価表

施工幅1.8m未満  
補足材無し

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
普通作業員		人				1	
クワ 運転(賃料)	クワ 60~80kg	日				1	第43号単価表
諸雑費		式					
合 計		m <sup>2</sup>	100				
単位当り		m <sup>2</sup>	1				

## 表層(車道・路肩部) 1m2当たり単価表

平均幅員1.4m以上3.0m以下  
1層当り平均仕上厚50mm第21号の1  
機械構成比：1.81% 労務構成比：13.91% 材料構成比：84.28% 市場単価構成比：0% 標準単価：

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
アスファルトフィニッシャ [ホイール型] 舗装幅1.4～3.0m	1.21%		アスファルトフィニッシャ [ホイール型] 舗装幅1.4～3.0m		
振動ローラ [搭乗式・コンバインド型] 貨料 排出ガス対策型(第1,2次基準値)低騒音	0.25%		振動ローラ(舗装用) [搭乗式コンバインド型] 質量3～4t		
タイヤローラ 質量3～4t	0.22%		タイヤローラ 質量3～4t		
その他(機械)			その他(機械)		
普通作業員	4.96%		普通作業員		
特殊作業員	3.41%		特殊作業員		
特殊運転手	3.36%		運転手(特殊)		
土木一般世話役	1.15%		土木一般世話役		
その他(労務)			その他(労務)		
アスファルト混合物 密粒度(20)	76.98%		密粒度As混合物(20) [標準数量]平均仕上り厚50mm		
アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	7.05%		アスファルト乳剤(JISK2208) アスファルト乳剤(浸透用) PK-3プライムコート用		

### 表層(車道・路肩部) 1m2当たり単価表

平均幅員1.4m以上3.0m以下  
1層当り平均仕上厚50mm

第21号の2  
機械構成比：1.81% 労務構成比：13.91% 材料構成比：84.28% 市場単価構成比：0% 標準単価：

代表機労材規格 (積算地区)	構成比	単価 (積算地区)	代表機労材規格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	0.24%		軽油1.2号パトロール給油		
その他(材料)			その他(材料)		
積算単価			積算単価		
平均幅員 A = 03 平均幅員1.4m以上3.0m以下 アスファルト混合物小型車割増 G = 01 - 1層当り平均仕上り厚(mm) B = 50 アスファルト混合物夜間割増 H = 01 - 材料 C = 01 密粒度アスファルト混合物(20) 1日未満で完了する作業の適用 I = 01 -(全ての費用) 瀝青材料種類 E = 02 PK-3					

第22号		区画線設置(ペイント式) 1m当たり単価表					溶剤型(常温式) 実線_15cm	
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
昼間_ペイント式(車載式)【手間のみ】_豪雪	実線_15cm 時間的制約なし	m	1,000					
トラフィックペイント(JISK5665_1種B)	常温型(液状) 白	L						
ガラスビーズ(JISR3301_1号)	粒度0.106~0.850mm	kg	40.17					
軽油	小型ローリー (パトロール給油)	L						
諸雑費		式	1					
合 計		m	1,000					
単位当り		m	1					
施工時間 仕様	A = 01 昼間施工 B = 02 溶剤型(常温式)			時間的制約F = 01 時間的制約なし 補正係数K2G = 01 +				
区画線_色 区画線_規格	C = 01 白色 E = 01 実線_15cm	1日未満で完了する作業の適用		豪雪地域補正H = 02 豪雪地域の場合 適用 I = 01 + (全ての費用)				

第23号		軽量鋼矢板たて込み引抜き工(機械施工) 1m当たり単価表					たて込み+引抜き 2.0m以下	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
土木一般世話役		人				1		
特殊作業員		人				1		
普通作業員		人				1		
バックホウ運転	クロー型 排対2次 山積0.28m3(平積0.2m3)	時間				1	第39号単価表	
バックホウ運転	クロー型 排対2次 山積0.28m3(平積0.2m3)	時間				1	第39号単価表	
諸雑費		式						
合 計		m	100					
単位当り		m	1					

第24号

支保材設置・撤去工(軽量金属製) 1m当たり単価表

設置段数1段 設置+撤去  
軽量金属腹起し材 水圧式パイロット  
賃料は別途計上

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
土木一般世話役		人				1	
特殊作業員		人				1	
普通作業員		人				1	
諸雑費		式					
合 計		m	100				
単位当り		m	1				



第26号

既設鑄鉄管吊上げ積込み(機械力) 1m当たり単価表

呼び径150mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
トラック運転	クレーン装置付 4t積 2.9t吊	時間					第32号単価表
合 計		m	10				
単位当り		m	1				

第27号

既設硬質塩化ビニル管吊上げ積込み 1m当たり単価表

呼び径150mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
合 計		m	10				
単位当り		m	1				

第28号

### 管撤去工 1m当たり単価表

VP  
φ150  
形式撤去

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
合 計		m	1				

第29号

### 管閉塞工 1m当たり単価表

管口径 φ 1 5 0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
充填工	エアミルク1:0 起泡剤混和量0.22%(質量) 管閉塞	m <sup>3</sup>	1.77				第46号単価表
合 計		m	100				
単位当り		m	1				

第30号

### TS継手工 1口当たり単価表

1口当たり  
呼び径150mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人				9	
普通作業員		人				9	
諸雑費		%					
合 計		口	1				

第31号

硬質塩化ビニル管据付工 1m当たり単価表

呼び径150mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
合 計		m	10				
単位当り		m	1				

第32号

### トラック運転 1時間当たり単価表

クレーン装置付 4t積 2.9t吊

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊運転手		人				1	
軽油	小型ローリー (パトロール給油)	L				1	
トラック	クレーン装置付 ベーストラック4t級吊能力2.9t	時間				1	
諸雑費		式					
合 計		時間	1				

第33号

ポリエチレンスリーブ被覆工 1m当たり単価表

呼び径150mm 固定用ゴムバンド使用

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人					
普通作業員		人					
ポリエチレンスリーブ	粉体塗装管用 φ 1 5 0	m	120				(JWWA K 158)
ポリスリーブ締付バンド	φ 1 5 0	個	168				(JWWA K 158)
合 計		m	100				
単位当り		m	1				



第35号

### メカニカル継手工 1口当たり単価表

A・K形  
呼び径150mm 特殊押輪  
埋設物:少ない 作業帯:良好

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人				9	
普通作業員		人				9	
諸雑費		%					
合 計		口	1				

第36号

### RR継手工 1口当たり単価表

離脱防止金具使用  
呼び径150mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人				9	
普通作業員		人				9	
諸雑費		%					
合 計		口	1				

第37号

### 鋳鉄管切断・溝切り加工 1口当たり単価表

GX形/専用工具使用 切断・溝切り加工  
管径150mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊作業員		人				9	
普通作業員		人				9	
鋳鉄管切断機損料	GX形 タッピンねじ式専用工具 φ150mm	日					グールバーセット(面取りキット付)+ガイドリング
鋳鉄管切断機損料	GX形 溝切・切断刃損耗費	日					
諸雑費		%					
合 計		口	1				

第38号

NS形・SⅡ形・GX形継手挿口加工 1口当たり単価表

GX形(タピンねじ式) 呼び径150mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人				9	
普通作業員		人				9	
諸雑費		%					
合 計		口	1				

第39号

### バックホウ運転 1時間当たり単価表

加型 排対2次 山積0.28m3(平積0.2m3)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊運転手		人				1	
軽油	小型ローリー (パトロール給油)	L				1	
バックホウ(クローラ型)	標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3	時間				1	
諸雑費		式					
合 計		時間	1				

第40号

### アスファルト塊運搬費 1m3当たり単価表

BH山積0.28m3 ダンプ4t積  
DID区間無し 良好 運搬距離11km

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
ダンプトラック運転	割増なし 4t積級 良好	日					第47号単価表
合 計		m3	10				
単位当り		m3	1				

第41号

### 発生土運搬費 1m3当たり単価表

BH山積0.28m3 ダンプ4t積  
DID区間無し 良好 運搬距離8.6km

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
ダンプトラック運転	割増なし 4t積級 良好	日					第47号単価表
合 計		m3	10				
単位当り		m3	1				

第42号

タンパ° 運転(賃料) 1日当たり単価表

タンパ° 60~80kg

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊作業員		人				1	
ガソリン	レギュラー スタンド	L				1	
タンパ賃料		供用日				1	
諸雑費		式					
合 計		日	1				

第43号

### タンパ° 運転(賃料) 1日当たり単価表

タンパ° 60~80kg

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊作業員		人				1	
ガソリン	レギュラー スタンド	L				1	
タンパ賃料		供用日				1	
諸雑費		式					
合 計		日	1				

第44号

### 振動ローラ運転 1日当たり単価表

ハンドガイト式  
0.5~0.6t

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊作業員		人				1	
軽油	小型ローリー (パトロール給油)	L				1	
振動ローラ (舗装用)	運転質量0.5~0.6t	供用日				1	
諸雑費		式					
合 計		日	1				

第45号

### 振動コンパクト運転 1日当たり単価表

前進型 40～60kg

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊作業員		人				1	
ガソリン	レギュラー スタンド	L				1	
振動コンパクト	運転質量40～60kg	供用日				1	
諸雑費		式					
合 計		日	1				

第46号の1

## 充填工 1m3当たり単価表

環水比1:0 起泡剤混和量0.22%(質量)  
管閉塞

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
土木一般世話役		人					
特殊作業員		人					
普通作業員		人					
セメント(普通ポルトランド)	バラ	t	7				
起泡剤	標準混和量0.025~3%	kg	26.4				
グラウトポンプ	横型二連複動ピストン式 吐出量200L/min	日				9	
グラウトミキサ	並列2槽式 攪拌容量300L×2	日				9	
発動発電機運転	ディーゼル45kVA 排ガス	日					第48号単価表
諸雑費		%					
合 計		日	1				



第47号

### ダンプトラック運転 1日当たり単価表

割増なし  
4t積級 良好

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
一般運転手		人				1	
軽油	小型ローリー (パトロール給油)	L				1	
ダンプトラック	オンロード・ディーゼル 4t積級	供用日				1	
タイヤ損耗費	ダンプトラック	供用日				1	
諸雑費		式					
合 計		日	1				

第48号

### 発動発電機運転 1日当たり単価表

ディーゼル45kVA 排ガス

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
軽油	小型ローリー (パトロール給油)	L				1	
発動発電機[ディーゼルエンジン駆動]	45kVA 排出ガス対策型(第1,2,3次基準値)低騒音	日				1	
諸雑費		式					
合 計		日	1				

### 単 価 表 一 覧 ( 基 礎 )

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
軽量鋼矢板賃料	1段2.0m以下, 幅0.9m以下 腹起し材, 切梁材, 水圧ポンプ	式					
硬質塩化ビニル管	VP φ150×5000	本					
エルボ	VP φ150	個					
キャップ	VP φ150	個					
建設残土処分料	地山	m <sup>3</sup>					

